

お申込時の注意事項(必ずお読み下さい)

【ロケ撮影関係でご利用の方】

※ロケーション撮影以外でご利用の方は「行為・許可申請書(一般・その他)」をご覧ください

お申込の場合は必要事項をご記入いただき、事前(撮影2週間前まで)にFAXにてご送付頂きますようお願いいたします。
また、撮影の目的や当日の撮影に関する使用などを企画書のような形でまとめていただき、同時に送信をお願いします。
(撮影目的・人数・撮影方法・記事・安全対策 等)

注) 申請書の受付は撮影日の2ヶ月前からとさせていただきます。

※記入上のご注意

- ・申請者が法人の場合は代表者名でご申請ください。(法人名の記入も必要です)
ただし、代表者名の使用が難しい場合、担当部署の総責任者名でも結構です。
- ・申請者のお名前で、「許可証兼領収書」が交付されます。(領収書のみ発行は行いません)
- ・撮影場所は具体的にご記入ください。(例:大阪城公園 天守閣前広場 等)
- ・ロケーション撮影に係る使用料は**2時間単位で10,560円です。**
一旦お支払い頂いた使用料はキャンセル等による返金が行えませんのでご了承ください。

**※大阪市公園条例の一部改正に伴い、令和6年4月1日から公園使用料の改定を予定しております。
(改定後 2時間 10,870円)**ご理解・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

占有物を設置される場合は、別途占有使用料が掛かります。
なお、占有物によりましては許可できない場合がありますのでご了承ください。

- ・西の丸庭園での撮影につきましては、当日、別途入場料(200円/人)が必要となります。

【その後の手続きについて】

使用料は前納制となっております。撮影行為を行うまでに大阪城パークセンターへ「申請書原本」をご提出いただき、使用料を現金にてお支払ください。引き換えに「許可証兼領収書」を交付させていただきます(釣銭がいらぬようにご協力をお願いします)。

一旦お支払い頂いた使用料はキャンセル等による返金が行えませんのでご了承ください。

なお、事務所営業日は月～金9:00～17:30(祝日、12/29～1/3を除く)となっております。土日祝日に撮影を行われる場合は、事務所来所日にご注意ください。
また許可証交付時に撮影時間の変更は行えませんのでご注意ください。

【注意事項】

※原則的に公園内での**撮影機材車両の乗り入れは許可していません。**

撮影機材等は駐車場から台車等を使用してください。

※撮影時には公園利用者及び園内施設管理の妨げにならないよう注意してください。

同様の撮影を過去にされたことがありましても、撮影許可条件が変更となっている場合がありますので、不明な点がございましたら必ず大阪城パークセンターにお問合せください。(06-6755-4146)

★FAX送付先:06-6755-4149(大阪城パークセンター)★

2024/3/19改定

行為
 占有
 許可申請書 (新規・更新)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては代表者の生年月日。行為許可申請の場合にのみ記入)

職業

(法人にあつては営業種目)

電話番号

大阪市公園条例第4条第1項
 都市公園法第6条第1項

の規定により、次のとおり許可申請します。

① 場所			
② 目的			
行為	③ 内容・面積		
	④ 期間	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
占有	⑤ 占有物件の種類・数量		
	⑥ 期間	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
⑦ 占有物件の構造、外観		⑧ 占有物件の管理方法	
⑨ 設置工事の実施方法		⑩ 工事の着手及び完成の時期	令和 年 月 日 着手 令和 年 月 日 完成
⑪ 都市公園の復旧方法		⑫ その他参考となるべき事項	

行為許可申請については、⑤から⑪までの欄には、記入しないでください。

占有許可申請については、③及び④の欄には、記入しないでください。

大阪市公園条例第4条に基づき、行為許可申請をされる皆様へ（お知らせ）

平成22年1月1日より施行された改正大阪市公園条例に基づき、行為許可を申請される場合には、暴力団の利益となる使用は許可できません。また、許可を行った後に暴力団の利益となる使用であることが判明したときは許可を取り消します。

暴力団の利益となる使用か否かの確認が必要であるときには、申請書等に記載された情報をもとに大阪府警察本部に対して照会を行う可能性があります。

大阪市公園条例第4条（抜粋）

（行為の制限）

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (4) ロケーションをすること
- (5) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行う場所
- (5) 行為の内容
- (6) その他市規則で定める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、第1項同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。